

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

K-122 硝子体茎頭微鏡下離断術の算定について

《令和 8 年 3 月 5 日新規》

○ 取扱い

K280 硝子体茎頭微鏡下離断術「1」網膜付着組織を含むものを算定する場合、原則として硝子体内出血の原疾患である糖尿病網膜症や網膜静脈閉塞症等の記載を必要とする。

○ 取扱いの根拠

K280 硝子体茎頭微鏡下離断術は、硝子体内出血を除去する場合に行う手術であり、硝子体内出血のみを除去した場合は「2」その他のものが算定され、硝子体出血と併せて網膜付着組織を除去した場合は「1」網膜付着組織を含むものが算定される。

硝子体出血は、何らかの網膜硝子体病変があつて起こるものであるが、術中に付着組織が見られる等、その原因が後から分かることもあることより、原疾患（糖尿病網膜症、網膜静脈閉塞症等）を有する患者の場合にあつては、硝子体内出血を除去する際に、網膜付着組織を併せて除去することが硝子体内出血の再発を防ぐ観点から有用である。

以上のことから、K280 硝子体茎頭微鏡下離断術「1」網膜付着組織を含むものを算定する場合、原則として硝子体内出血の原疾患である糖尿病網膜症や網膜静脈閉塞症等の記載を必要とすると判断した。